

## 島根県いじめ問題対策連絡協議会の概要

### 1. 開会

(事務局)

平成26年度第1回島根県いじめ問題対策連絡協議会を開会する。

当連絡協議会は、いじめ防止対策推進法第14条第1項に基づき、本県のいじめの問題に取り組む関係機関の方々や団体の方々の連携を促進することを目的として条例により設置するものである。

### 2. 県教育長挨拶

(藤原教育長)

昨年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されている。この法律に基づき、県でも、今年4月末に「島根県いじめ防止基本方針」を定めたところである。この方針の中で、「いじめは、いつでも、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる。誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得るもの」との認識のもとで、いじめの未然防止、早期発見、適切な対処について、子どもの周りにはいる関係者がしっかりと連携して対応することが重要であるとしている。

いじめの問題については、ここにお集まりの機関・団体の方々をはじめ、多くの方々に取り組んでいただいているが、それぞれの方々が連携することによって、より有効な対応ができると考えている。

この協議会では、子どもに関わるいろいろな分野・立場から取り組んでいる方々が集まり、いじめの問題について対策を話し合うことにより、連携を深め、いじめへの素早い総合的な対応ができるようにしていきたいと考えている。

皆様のお知恵やお力により、活発な意見が交わされ、有意義な会議となることを期待している。

### 4. 会長選出

(事務局)

島根県いじめ問題対策連絡協議会条例第3条第1項により、会長を置くことになっている。規定では、会長は、構成員の互選によって定めることとなっているが、いかがか。

(委員)

事務局でお考えがあれば、示していただきたい。

－委員拍手－

(事務局)

事務局案として、会長には島根大学教育学部小川学部長をお願いしたいと考えている。

－委員拍手－

会長に島根大学教育学部長 小川巖氏の就任が承認された。

(会長挨拶)

島根大学の教育学部長の小川です。この4月から教育学部長を拝命している。

この連絡協議会の会長という重責を担うことになったが、精いっぱい務めさせていただく。

特別支援教育を専門としている。特別支援教育においても、学校だけでなく関連諸機関と連携しながら、長い目で、連続、一貫して総合的な支援を行うような流れになっている。その中で感じるのは、今回のようにたとえ年1回でも実際に顔を突き合わせて顔を知りながら情報交換することが、特別支援教育の場合もその後の一貫した支援がスムーズに、かつ広範な支援が可能になることを実感している。

今日も、多様な分野から出席されているので、有意義な会になるようにしたいと思っている。

## 5. 島根県いじめ問題対策連絡協議会要綱について

### 〔別添資料1〕要綱案及び条例

(事務局)

- ・いじめ問題対策連絡協議会条例は平成26年6月議会で可決され、協議会は条例により設置することが決まった。条例では、要綱等はこの協議会で検討することになっている。
- ・趣旨は、いじめ防止等に関係する機関・団体の方々の連携を図る会であること。
- ・構成は、資料のとおり。広くいじめ問題に全県的に関わっている諸機関、団体の方に呼びかけている。
- ・今後、協議会に加えた方がよい団体があれば、その都度見直しをしていきたい。人数的な制限はない。
- ・協議事項については、「構成団体等のいじめ防止等に関する取組の情報共有」「いじめ防止等のための対策に関する有効な連携手法の情報交換」「連絡協議会の目的を達成するために必要な情報の共有」。
- ・会議は、原則として年1回以上開催する。必要に応じて年2回ということもあるが、必ず年1回は開催する。
- ・第5条にある協力要請として、必要と認めるときには、現在構成団体に入っていない団体からも意見聴取など必要な協力を求めることができるとし、広く関係する方々の意見を聞く会にしていきたい。
- ・事務局は教育指導課の子ども安全支援室が担当。

## 《質問意見》

(委員)

会議の公開について聞きたい。

松江市のいじめ問題対策連絡協議会では、ホームページで会議の開催案内があり、会議資料や会議録が添付されている。

今回の協議会は開催案内があるのか。

松江市の傍聴ができるが、この協議会は傍聴できないのか。

松江市の場合は、発言者の名前も入った会議録が載っている。このような会議録が載っ

ていれば、会議に参加できなかった会員にも周知できる。そういう形での対応をお願いしたいが、皆さんの了承を得たくて発言した。

(事務局)

会議の公開については、公開である。案内については、県のホームページの報道発表資料に、会議の開催について掲載している。県や教育指導課のホームページのトップ等には会議の開催について掲載していないが、通常このような形にしている。

傍聴についても傍聴要領を作成しており、傍聴できる。PR不足で申し訳ない。

(委員)

松江市と同じように、開催案内についてもわかりやすく掲載してほしい。

(事務局)

開催案内の方法については、今後検討したい。

会議資料は、ホームページに掲載する予定。発言や会議の内容についても概略を載せる予定。会議の内容がわかるように載せていきたい。

(委員)

会議録については、まとめられたものを見て、話をしたい。

(会長)

島根県いじめ問題対策連絡協議会要綱案に賛成の方は挙手を願う。

－ほとんどの方が挙手－

(会長)

賛成多数で、要綱案は了承された。

## 6. 県内のいじめの状況及び対応について

〔別添資料2〕平成24年度いじめ問題の現状について

〔別添資料3〕平成26年度いじめ・悩み相談・不登校対策事業ほか

〔別添資料4〕島根県いじめ防止基本方針

(会長)

島根県におけるいじめの状況や県の取り組み、また、島根県いじめ防止基本方針について事務局から説明を受け、意見交換を行う。

(事務局)

「いじめの問題の現状」については、平成25年度の数値について、まだ文部科学省が公表していないので、平成24年度のもので、傾向等を説明する。

もう一ヶ月後ぐらいには、文部科学省から公表される予定。

いじめの認知件数について、平成24年度はかなり件数が増えた。

これは、平成23年に起こった大津市でのいじめの自死事案により、平成24年度は文部科学省の緊急調査が行われ、マスコミもいじめの問題についてクローズアップし、学校現場も非常に意識して子どもたちの様子を捉えていった流れがあり、しっかりといじめとして捉えて対応したものと考えている。

平成25年度は、小学校は1/3程度減った状況。中学校についてはほぼ変わらない。高校についても少し減ってきている状況にある。平成25年度は、24年度と比べると少し減少傾向にある。これは、学校でしっかり対応して、いじめに至らない段階で子どもたちの様子を捉えて対応している現れと思っている。

感覚が鈍って対応が遅れるといったことがないように、今後も、学校現場に、そういう意識を持って対応するように働きかけていきたい。

いじめの対応状況は、基本的に解消しているものが8割ぐらい、一定の解消が図られて現在支援中のものが70件ぐらい、解消に向けているものがわずか。取組中のものも明らかになっているので、しっかりと支援をしていきたい。

学年別では、小学校の高学年から中学校1，2年生に向けて増えていく傾向にある。

いじめの発見のきっかけについては、本人や保護者の方から訴えてくるようになったというのが24年度の傾向。アンケート等で現場がしっかりといじめの状況をつかむ体制が整いつつある。

相談の状況については、一番増えているのが「学級担任に相談している」が316件、前年度から倍増しており、学級担任がしっかりと子どもとつながっている状況が読み取れる。「保護者や家族等に相談」が199件で多く、家の方でもしっかりと子どもの様子を捉えていると受け止めている。

いじめの態様は、多いのが「冷やかしやからかい」。何気ない冷やかしやからかいが相手の子どもの心を傷つけているという現状が見て取れる。

「県の施策」については、施策の概要を一枚のポンチ絵にまとめている。

「アンケートQU」といって、子どもたちが学級に対してどういった印象を持っているのかなどをアンケート調査によって推し量るものを、年間2回、1年生から高校2年生まで全ての学校で実施している。それを集計し、その結果に基づいて、学級経営の課題等を把握し、対応するといった支援を行っている。

「スクールカウンセラー」は、中学校は分校を除く全ての学校に配置している。高校も、特別支援学校の6校を除く全ての県立学校と松江市立女子高校に配置している。

「学校ネットパトロール事業」は、最近スマホ等の所持率が、特に中高生を中心にかなり高くなっている。昨年よりは今年が更に高くなっていると思う。LINEなど検索できないものもあるが、SNSソーシャルネットワークサービスの中のいろいろな書き込みであったり、個人情報への流出であったり、ネットパトロール事業の中で検索をかけている。

小学校は年2回、中高等学校については毎月、検索をしている。

その状況については、平成25年度の概要についてまとめている。県がこのような事業をしていることが子どもたちにも少しずつ周知されており、抑止力につながる部分も見えてきている。

「いじめ等対応アドバイザー」は、いじめ問題でなかなか解決の糸口が見えない事案があった場合に、専門家の方を派遣し、解決の糸口を示すアドバイザーを6名配置している。

「いじめ相談テレフォン」という相談窓口を設けている。いじめに関することは割合としては多くないが、友人関係であったり、不登校に関係することであったり、保護者から子育ての相談等を受けている。必要に応じて教育センターでの相談スタッフとの面会につなげるといった対応も行っている。

「島根県いじめ防止基本方針」については、サブタイトルに「しまねの子どもの絆づくりをめざして」とつけている。

基本方針における理念や願いなどを説明する。

いじめの防止に向けて取組は学校中心にやらなければいけないが、学校だけではなく、保護者の方と手を取り合って、また、学校がある地域の力も借りて、地域と連携をしながら、地域一体となって子どもをしっかりと見守っていく。島根県は都会に比べると、まだ地域の良さとか地域の教育力が残っているということが特色であり、そういう部分を前面に出し、みんなで子どもを見守っていく意識を持つように示している。

学校教育の中では、学校教育全体を通じて、人権意識をしっかりと高めていく、子どもの人権を踏まえて、人権意識を高めていく。それから、自尊感情や自己有用感を、学校の教育活動の中で醸成していくことで、子どもたちがいじめをすることはつまらないことだという意識になるような教育活動をしたいという願いを書いている。

子どもたちだけでなく、大人も襟を正して子どもの手本になる必要があることも書いている。

柱として、未然防止、早期発見、早期対処、そして連携、という四つを基盤にしてほしい。

いじめの基本方針に基づく取組は、まず、小中高の連携や地域内の学校の連携など学校相互間の連携をしっかりとやっていくこと。県立学校では生徒指導研究協議会を設けており、子ども安全支援室もその会に参加し、現場の先生と勉強しながら対応している。

地域や家庭との連携については大事だが、具体的に何ができるかについては、この会で協議しながら検討していきたい。

関係機関との連携については、本日のこの会が関係機関との連携の第一歩になると思っている。この会をしっかりと有効に働かせていけるように取り組んでいきたい。また、こちらからいろいろな関係団体に出向いてお願いをしたり、市町村への協力も働きかけていきたい。

この方針も策定して終わりではなく、しっかりと見直しをしていくことも謳っている。いろいろな方々の意見を聞き、基本方針がより良い形になるように見直しを進めていきたい。

## 《質問意見》

(委員)

いじめ問題の現状についてももう少し詳しく知りたい。一番知りたいのは、いじめた子はなぜいじめたのか。どのような対応をとったら、その子はいじめなくなったのかなど具体的なところが知りたい。どうすれば、そのいじめがなくなるのか知りたいが、そのような調査は行われたのか。行われていなければ、今後取り組まれる予定があるか。

(事務局)

具体的な事例について、どこまでこの（公開の）場で語れるかというところもあるが、実はいろいろな事案について報告が上がってきている。小・中については基本的には市町村教育委員会の対応になるので、市町村教育委員会から県教育委員会に伝えられる範疇でしかつかんでいない。

具体的な事例については、暴力的なものや金銭を強要するといったいじめの事案は余り報告は受けていない。具体的には友達関係の中で、ちょっとしたからかいであったりとか、いじってみたりとか、それから、部活動の仲間関係で、からかいで本人が傷ついて、いじめと認知されているというような状況は伺っている。

どうしたらいじめがなくなるかということについては、今県としてお願いしていることは、「早期対応」も大事だが、その前の段階としての「未然防止」が大事ということである。このことは文部科学省もかなり強調して言うており、そのキーワードとして「居場所づくり」と「絆づくり」を言っている。

まずは子どもたちの暮らしのベースになる学級づくり、学級の中で友達同士の関係性をしっかり良好なものにしていくことが大事である。

例えば、学級をしっかりと先生が見て、学級での子どもたちの人間関係について、休み時間だけでなく、授業中の子どもの発言が、ちょっと笑ったりだとか嘲笑したりとかばかにしたりとか、そのような言葉がないかどうかということも含めて、注意深く見ていくように言っている。

また、友達同士の活動を通して、仲間と一緒に何かできてうれしかった、友達に感謝してもらったり、それで自分も気持ちが満足したりとか、そういったことを繰り返す中で、友達と一緒に活動できることに喜びを感じるようになっていけば、少しでも、友達をいじったりとか、からかったりとかといった風潮は減っていくと思う。

今、教育活動を通しての子どもたちの絆づくりや学校全体、学級全体が子どもたちにとって居心地のいい場所になるようにしないといけない。

それは子ども同士の関係だけでなく、先生同士や学校環境などもしっかりと見直していくということで、今、取り組みを進めているところ。

(委員)

個々の事例だと、個人を特定されていけないが、そういういじめの例がたくさん数が集まったら、それを分析することで、どこでも使えるようないいやり方が見つかると思って、質問した。

小学校高学年から中学校にかけて一番いじめが多い時なので、特に詳しく調べていただきたいと思った。その中に、ある取り組みをしてうまくいっている教育委員会や学校があると思う。また、それぞれの学校で策定しているいじめ防止の対策プラン等で、抜きこんでいるプランもあると思う。

島根県しかできない、いじめを早く発見して、改善する取り組みがきっとあると思うので、それをまとめる窓口やネットワークづくり等をお願いしたい。

(事務局)

今、本当に良い方向性を示してもらった。できる限りのところを頑張っていきたい。今後、管理職研修などで、各学校のいじめ防止基本方針の取組やその見直しというような視点も含めて、今の意見も生かしながら管理職に伝えていきたい。また、それぞれの学校の取組を意見交換したりしながら、情報共有も図っていきたい。

## 7. 各関係機関・団体の取り組み

(会長)

それでは、引き続き、各関係機関あるいは団体の取組について紹介いただく。

今回は11団体から紹介いただくことになっており、こちらから団体を指名するので、団体の代表の方は紹介いただきたい。

## 《青少年育成島根県民会議 会長 吉長 義親氏》

### 〔別添資料5〕青少年育成島根県民会議とは？

青少年育成島根県民会議は、昭和41年設立され、今年48年目を迎えた。

島根県内の青少年育成関係機関・団体、あるいは会員の方で構成をされている県民運動団体である。

当会は、青少年育成行政、あるいは島根県、あるいは島根県教育委員会、島根県警察本部等で行われる行政施策に呼応して、活動、運動を広く展開している。

概要は資料に載せているが、例えば、現在、「大人が変われば、子どもも変わる運動」、あるいは、現在教育力が問われている家庭づくりのために、「家庭の日」運動を展開している。

要するに、島根県の青少年育成のためにどうしたらいいかということ、島根県民の方々がこぞって運動にかかわって、いろんな工夫をしながら、風土づくりをしていくということ。

しかし、これまでの調査結果から「青少年育成島根県民会議は何をする会議だ」と言われるなど、社会的な認知はかなり低い。もう少し県民運動をしっかりと展開していかないといけないと改めて感じている。

今、大人同士、大人と子ども、あるいは子ども同士など、人と人のかかわりが疎になってきている。そういうことに対して、私たちはお互いにもっと親しく笑顔で声をかけようという運動を展開していきたいと思っている。

今年度の後半には、しまニッコ運動、つまり声かけ運動のキャンペーンを展開をしていく。子どもたちや大人も声をかけ合い、家庭、学校、地域、あるいは職場、いろんな関係機関・団体で行っていくような県民運動を展開しようと思っている。

## 《島根県民生児童委員協議会 理事 荒木 伸子氏》

### 〔別添資料6〕あなたのまちの民生委員・児童委員

私は主任児童委員をしており、民生児童委員の活動も一緒にしている。

県の事業としては、児童委員推進部会があり、そこでも活動しているが、主に市町村単位で動いている。

私たちが大きな柱にしているのは、地域における絆づくり、“つなぐ、つなげる”ということ。いろいろな課題を抱えた子どもたちや家庭があるが、私たちはこのような方々が地域とのつながりをつくっていきけるような役割を果たしていこうと進めている。

松江市には、主任児童委員は57名おり、部会をつくって研修会をしたり、情報交換をしたり、幼保小中学校や松江市健康福祉部にある家庭相談室を中心に、連携をとりながら、課題を持つ親子に対して健全な自立を目指していく、お母さんと親しくなり環境改善につながっていくような、連携を大切に子育て支援を進めている。

これまで、学校にいる時にいじめに遭った子どもが、様々な支援を受けながら、地域の中でやっと一人前になって、社会人になったということもある。このような息の長い支援活動を、みんなで学び合いながら、子どもの育ちを応援しているところ。

関係機関とつながるということとはとても大事であり、自分一人で抱え込まないために、

自分たち委員同士の連携を図りながら支援をしている。

#### 《松江地方法務局 人権擁護係長 園山 幸久氏》

##### 〔別添資料7〕子どもの人権SOSミニレター

法務局と人権擁護委員連合会、法務局員と人権擁護委員というのは、普段から一体として広範な活動をしているので、共通の事業を紹介する。

子どもに関することでは、特に子どもの人権110番、インターネットによる子どもの相談窓口などを設けている。

特色のある事業は「SOSミニレター事業」。これは、平成18年度から送信用の封筒と便箋を一体化して、全国の小・中学校の児童生徒に配布し、身近な人にも相談できない子どもたちの悩み事を把握して、場合によっては学校や関係機関と連絡を図りながら、子どもをめぐる人権問題の解決に当たるといふ事業である。

島根県については、今年、10～11月に小・中学校、特別支援学校の小学部、中学部の児童生徒全員に配る。だいたい年間150～200ぐらいの手紙が来る。これについて、法務局員と人権擁護委員が一緒になって返事を考えて、必ず返事は出すという取り組みを行っている。

#### 《松江少年鑑別所 首席専門官 村上 芳巳氏》

##### 〔別添資料8〕法務省矯正局及び松江少年鑑別所パンフレット

少年鑑別所では、非行化した少年たちを収容して世話をする、その一方で、個々の少年たちについて、心理学などの専門的な知識によって性格や対応について明らかにして、レポートを作成する作業を行っている。

我々が、少年鑑別所において出会う少年たちの中にも、過去にいじめを受けた経験のある者が少なくない。いじめをしていた子もいるが、受けた子が結構多い。

そうした少年たちの鑑別を通じて本当に思い知らされることは、いじめは人格形成にも重大な影響を及ぼすということ。そうした少年たちは自尊心がかなり低下しており、意欲も減退している。それから、周りから見るとかなり過敏という、人の目を相当気にしている。対人不信感が相当強く、また攻撃性が生まれている。個人的に気になるのは、一番わかりやすいところで、笑顔がない。

少年鑑別所にあっても、こういう協議会に参加し、いじめはあってはならない、人格形成に重大な影響を及ぼすものだという問題意識を持って、本協議会に臨みたいと思っている。

具体的には、鑑別機能を持っているので、他機関から要請があれば、子どもの能力や性格などの調査はできる。問題行動の分析等もアンケートができる。

パンフレットの説明にあるように、少年鑑別所は、地域社会の非行・犯罪の防止と青少年の健全育成に取り組んでおり、そこに書いてあることができる。特に少年鑑別所法が成立し、事業をどんどん推進するようになっており、子どもたちのアセスメントや問題行動の分析など、要請があれば応えていきたい。



《NPO法人ほっと・すぺーす21 理事長 周藤 八重子氏》

〔別添資料9〕子どもほっとラインもしもしにゃんこ

ほっと・すぺーす21の事業は、県内の子どものための電話「子どもほっとラインもしもしにゃんこ」を毎週日曜日に開催している。もうこの9月で9年目に入った。

去年の場合で1,167本、年間大体1,300本～1,500本ぐらい電話がかかっている。

大きな学校の子どもたちには大きな学校の悩みがあり、小さな学校の子には、生まれたときから人間関係が変わらないという、非常に厳しい現状もあり、それぞれの悩みがある。

私たちの電話は相談電話ではなくて、本当に心を聞く、聞き切るということを目的とした電話だが、もちろんいじめとか、虐待とかもかかってくる。いじめられている側も、いじめてしまうという子どもからの電話もあり、どんなふうに寄り添っていくかということ、日々悩みながらみんなでやっているのが現状。

始めて半年目ぐらいに気がついたことが2つあった。

一つが、ものすごくコミュニケーションが低下していること。人とのかかわり方が下手だと思う。人とのかかわりが低いということが、いじめとか、トラブルにつながっていくのではないかと思った。

もう一つは、自分が幸せに生きていくといいんだという気持ちがすごく低い。それから、とても気も使って生きている。

私たちが言っても何にも変わっていかないので始めたことが、一つはコミュニケーションを楽しく高める活動をしようということ。もう一つは、子どもの権利を広く、君たちは幸せに生きていく権利があるということ、もっともっと子どもにわかりやすく、楽しく遊びながら、体感しながらわかってほしいということで、子どもの人権ワークショップ講座を3年前から始めた。

資料に、子どもほっとラインの状況と、この人権ワークショップの様子を載せている。

ワークショップは今年も、中学校、5、6校で行った。一昨年、中学校の生徒会を対象に行ったが、2つの中学校でとてもいい活動になった。一つが、子どもの権利を学んだ生徒会のみんなが、それをわかりやすく全校に劇にして広めた。もう一つは、ワークショップを行った3年生が、学年カースト制度が激しく行われていた2年生に対して、一生懸命人権の学びを伝えたという事例があった。

子どもたちが学べば子どもは変わっていくというのを、私はまざまざと見せてもらった。

子どもの権利条約、今年、10講座のうち8つ終わったが、子どもの権利条約を知っている人を聞いたら誰も手が挙がらなかった。先生すら手が挙がらなかった。是非つくって活用してほしいというのが私の大きな思い。

子どもの権利条約を子どもたちが見たとき、6条の「僕たちは幸せに生きていく権利があるんだ」と叫んだ、私はあの瞬間が忘れられない。

少しでも子どもたちが子どもらしく自分らしく生きていけるような世界になったら良いと思っている。緩やかかもしれないが、この連携がいい連携になればいいと心から願っている。

## 《NPO法人チャイルドラインしまね 理事長 高山 幸子氏》

### 〔別添資料10〕チャイルドラインといじめについて

チャイルドラインしまねは、18歳までの子どもがかける電話で、全国のチャイルドラインがシフトを組んで、月曜日から土曜日の16時から21時まで、共通のダイヤルで電話をとっている。

世界中に子どものためのホットラインあり、アムステルダムにあるチャイルドヘルプラインインターナショナルが、7月現在、136カ国、167のチャイルドヘルプラインをつないで、ネットワークとして活動している。

日本のチャイルドラインはいじめの問題で、「いじめよとまれ!」というチャイルドラインを世田谷で行ったことから広がっている。7月現在、42都道府県に71団体が開設しており、チャイルドラインしまねは今年で11年目。

全国からフリーダイヤルに昨年は70万件の電話がかかってくるが、つながったのは3割弱。そのうち、島根県の子どもたちからは約3,500件かかったが、これも3割弱の1,000件ぐらいしかつながっていない。話し中の場合はアナウンス流れるが、子どものほうが待ち切れない。

全国の集計では、昨年度はいじめの電話は増えたが、今は減ってきている状態、それでも年間5,000件ぐらいはいじめの相談。

チャイルドラインのお約束については、このカードにも書いているが、本当に子どもの声を聞くだけの電話。話を聞いて、その子が問題を解決するために何かをしようとするのを後ろから押すぐらいしかできない。地域によっては、地域で対応できるところを紹介できるところがあるが、子どもが、ちょっと嫌なことがあったというようなすぐ初期の段階から、それを解決するために具体的に地域でやっていただけるようなところがあるといいと思っている。子どもが、児童相談所とか警察とか教育委員会にかけるのは、本当に深刻な問題になった時にかけるという状況。もっと早い頃から電話をかけることができればいいと思っている。

資料の裏側に、昨年度の全国と島根にかかってきた電話の内容の一覧表がある。いろいろなことを相談してくるが、やはり人間関係に関する電話が多い。

それから、本当に話し相手がない子、寂しい子がいるみたいで、「今日お昼にどこで遊んだ」とか「今から塾なので30分ぐらい話していいか」とか雑談がその次ぐらいが多い。

島根の子どものいじめに対する電話が増え、全国ではいじめの順位が6番目ぐらいだが、島根はずっと3番目、4番目ぐらいで、いじめに関する電話の割合が全国より高いので、何とかできないかなと思っている。

## 《島根県弁護士会 副会長 古津 弘也氏》

弁護士がいじめ問題にかかわる側面というのは、法的には何か事が起きてしまった後からということになる。例えば、いじめが高じて、殴られた、蹴られた、けがをしたということで、少年事件、刑事事件になる。その被害者の弁護人として手続にかかわる、被害について被害の弁償、治療費や慰謝料などを請求をする、加害者、被害者、それぞれの代理

人となって民事的な対応をする、交渉をするというところが基本ではある。

ただ、やはり結果として起きてしまうことには、その前に必ず原因があるというのは弁護士も理解しており、弁護士会の中にある「子どもの権利委員会」で、子どもが現在置かれている状況についての勉強や検討を行うといった活動もしている。

また、いじめについて相談するときには、どなたでも個々の弁護士の事務所に予約の電話を入れて、それで法律相談として話を聞いてもらうということができる。また、どの弁護士に電話していいかわからない場合には、島根県弁護士会の代表電話にかけて、「法律相談をしたいけども、弁護士を紹介してほしい」と言ってもらえば、弁護士会の事務局が、名前、連絡先、大まかな相談の内容を聞いて、弁護士に連絡し、相談に結びつけるということも行う。いじめに関する問題であれば、子どもの権利委員会の委員の弁護士を紹介する形になると思う。

弁護士会に対する電話は、朝9時から夕方5時まで、12時から1時までの休みを除いて、電話がつながるようになっており、いじめに関する相談であれば、初回の相談は無料という仕組みもある。

#### 《障がい福祉課 療育支援グループリーダー 俵 康弘氏》

##### 【別添資料11】子どもの心の診療（島根式）ネットワーク

障がい福祉課では、心の問題を抱える子ども、あるいは、家族の方に対する相談支援事業「子どもの心の診療ネットワーク事業」を行っている。

事業開始の経緯は、全国的に見てひきこもりなどの適応障害、小児鬱、あるいは、摂食障害などの心の問題を抱える子どもが増加しているが、そんな多感な子どもの心の診療を専門的に行う医療機関、相談を行う専門機関が少ない状況にある。そのため、いろいろな専門機関がネットワークを構築して支援していくことが非常に効果的であるとのことで、厚生労働省が平成23年から補助事業を制定した。

島根県でも、心の問題を専門的に診る医療機関が県立こころの医療センターをはじめ、数カ所程度しかなく、ネットワークを構築して各地域において支援をしていく必要があるため、平成24年度からこの事業を開始している。早い段階で身近な地域で相談や専門的な診療を行う機会を提供することにより、必要な治療や個別療育支援を受けることができる体制をとっていく。

具体的な取り組み内容は、全県で、各圏域別に、保健所が主体になってネットワークを構築している。いろいろな医療・保健・福祉・教育等の関係者、代表による会議を開催し、地域の実情に応じた効果的な支援について検討していく。

あわせて、各保健所単位で子どもの心の健康相談を実施している。まだ年間数回程度であるが、定期的にこころの医療センターの心理士による心の健康相談を実施している。

また、一般の小児科、内科、精神科の先生を対象に、子どもの心についての理解のための研修会の開催や東京等で開催される中央研修への医師の派遣等を行っている。

一般の方への子どもの心の問題に関する普及啓発として、講演会やパンフレット作成を行っている。

今年度から、県内7箇所全ての保健所で事業を開始した。今後は、心の問題を抱える子

どもの事例があれば、保健所に相談いただきたい。

#### 《児童相談所 判定保護課長 真邊 玲子氏》

児童相談所は、県内4カ所あり、0歳から18歳未満の子どもの相談を受け付け、児童福祉司や児童心理司、それから児童指導技師などが各種調査、診断を行い、援助方針に基づいて支援を行っている。

いじめを主訴とするいじめ相談ということでは統計上分類をしていないが、養護相談の中の虐待相談のネグレクトのケースという中に、学校で友達に臭いと言われてからかわれたり、仲間外れにされているというような内容を含むものがある。また、非行相談の中に他児に暴力を振るうといったいじめに関する内容が含まれている相談がある。

平成8年度からいじめを含む相談について再掲をとっているが、平成25年度で相談総件数が2,700件程度ある中のうちの2件、平成24年度でも7件といった、ごくわずかな状況。

児童相談所は、いじめの問題について直接的なその問題解決のための介入的な手法をとることはできないが、いじめの被害者や加害者が抱えている背景の部分、例えば家庭環境とか、家族関係とか、あるいはその心理的な部分について関わっていくという対応の仕方になる。

現状では児童相談所が関与するケースは少ないが、相談があった場合には、児童相談所としてできることは対応していきたい。

#### 《心と体の相談センター 相談・判定課長 嶋田 隆氏》

##### 〔別添資料12〕島根県立心と体の相談センターパンフレット

心と体の相談センターは、平成18年に、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターが統合して、相談対応をしている。

身体障がい者の福祉業務としては、身障手帳の発行、審査・発行業務、自立支援業務を行っている。

知的障がいの福祉業務としては、知的障がいに関する相談、判定であるが、主には療育手帳の判定です。

精神保健福祉業務としては、依存症対策（アルコール依存症、薬物依存、ギャンブル依存、の相談対応）、ひきこもり対策の相談、当事者の方が毎週集まって「クローバー」という活動、デイケアを行っている。

また、市町村への普及啓発や技術指導、センターの精神科医、心理職、精神保健福祉士、保健師等の専門職による相談を行っている。

「心のダイヤル」では、心の悩みの相談で年間1,000件以上電話がかかってくる。大人がほとんどだが、その中には、中学生から「友人関係に悩んでいる」という内容もある。お母さんが精神保健の関係で相談されたときに、子どものいじめについて相談されることもある。いじめに特化した相談は行っていないが、大人の相談の中で、いじめの相談があれば、つなぐべきところにつなぐ形で適切に対応していきたい。

## 《人権同和教育課 指導グループリーダー 森下 勇氏》

### 〔別添資料 13〕しまねがめざす人権教育

人権教育について話をするが、いじめ防止基本方針の6ページに「人権教育の推進でいじめの未然防止を図る」とある。人権同和教育課としては、子どもたち一人一人の人権が大切にされた学校づくりを、いかに学校の教職員全員で行っていくかということで、管理職をはじめさまざまな研修において、昨年度発行したリーフレットにある、子どもたちの人権を守るための3つの視点で、学校の教育活動をしっかり見直し、子どもたち一人一人をしっかりとよく見て、実態を把握して取り組むようお願いをしている。

いじめをなくすことをイメージすると、リーフレットの裏側にある「知識的側面」からいじめの問題について学べばいじめはなくなるように思うが、人権教育の立場では、それだけでは子どもたちは「いじめはだめだ」とはなかなか思えない。頭ではわかっているが、実際、件数はなかなか減らない。

現在、進めていることは、人とのかかわり方の大切さや人権の大切さについて、問題の解決に向けての意欲や態度を身につけること、コミュニケーション力など技能的な側面を体験的に獲得させること。これらをあわせて取り組むことによって、まず自分を大切に思うことがスタート。それから、人の気持ちもわかる、人を大切にしようとする子どもを育てるという考え方で、学校に指導をお願いしている。

(会長)

11の団体から情報提供いただいた。これらに関して、この機会に言っておきたいことや質問等があれば発言いただきたい。

ないようなので、休憩に入る。

《休 憩》

## 8. 意見交換

### 《意見発表》

(会長)

それでは、これから再開する。

今回は、平成24年度の県のアンケート結果でも保護者がきっかけであったり、最初の相談相手が保護者であったり、あるいは基本方針の中でも「保護者と連携を」としており、保護者の方からの声を聞く必要性が高いと言うことで、NPO法人YCスタジオの木村代表にお越しいただいている。木村様からの意見を聞いた後に、意見交換を行いたい。

木村様、よろしく申し上げます。

(NPO法人YCスタジオ 木村理事長)

私、今は「親の会」も続けているが、基本的には若者の居場所とその後の生き方を一緒に探っていこうということで、音楽など表現活動をしたり、緩やかな仕事（お弁当屋さん、農業、得意わざを活かした雑貨づくり・販売）をしたりしている。

こういう連絡協議会には、なかなか民間、特に当事者サイドから活動している民間は入れてもらえないことが多く、今回、県にお願いした。

私も支援する側でもあるが、不登校やいじめに遭った子どもを持つ親として、あるいは、親の会の活動を出発として支援してきた。

今も、いじめの被害を受けて、いじめには加害者と被害者が交換していくということもあるが、いじめを止められなかった、止めようとしたためにさらにいじめに遭ったなど、このようにいじめに起因して、学校に居場所がなくなり、子どもから、もう40過ぎた方まで、いろんなつらい思いを抱えて、居場所を求めて来ている。

この連絡協議会も大人ばかりで、代弁はしてもらえるかもしれないが、子ども自身がどう思っているか、子どもが当事者としての思いや意見を言う場ではない。

いじめの問題やその対応を考えるときに、大人の側、あるいは支援をする側だけが集まるのではなく、支援のまな板に上がっている側、保護者の問題と言われれば親もそうだが、本当に子どもたちの思いをまず聞いてほしい。

それから、私たちは居場所をやって、毎日毎日、多い日は10何人来られるが、その中で、つらい話を涙を流しながら聞いてほしいという話をたくさん聞いている。その中から、是非お願いをしたいことを1つ、2つ言わせていただきたい。

私は、いじめ防止等の「等」のところは何だろうということを松江市でも申し上げた。いじめを予防するだけではなく、いじめがあった後をどう対処するか。いじめに起因して、学校からはじき出される、あるいは、深い傷を負うと、いくら話を聞いてもそのつらさはなかなか取れない。

私たちのところで、子どもたちや若い子が言っていること、親の会も言っていることだが、学校に行かなくてもよいということを知っていれば、行かなかったという声がある。学校の中がとつてもつらく行ける状況ではない状態になったとき、どうしても学校には足が向かなくなる。30日以上の不登校は重大事態ということ。いじめ防止対策推進法ができたきっかけは、大津でいじめを苦に子どもが自ら命を絶ったということ。なので、一番大事なことは、いじめによって子どもが命を絶たないこと。あるいは、心に深い傷を負わせないことだと思う。

具体的には、学校というのは命を削ってまで行くほどのところではない。つまり、緊急避難としては、学校に行かないことが、一番肝要だと思っている。

そして、周りが、学校に行かない子は問題児であるとか、学校に行かないことはいけないこととか、家に何にもしないでいると将来がなくなるといった見方をしないこと。学校に行かなくなったことによって、その子の将来が不利にならないように配慮をしていくということ。

私が言いたいことはこの2つに尽きる。親の思いも同じだと思う。

先ほど、少年鑑別所の方が言われたように、「自分は生きるに値する人間なのだろうか」「自分はだめな人間だ」という、自尊感情のなさは、私たちのところに来る若い人たち、特に最近来る人たちは、少々のことでは癒えるレベルではない。一見わからないが、心の奥深いところにつらさを抱えている。そこまで傷つけないで済むにはどうしたらいいのか、そして彼らがどうしたら楽になれるのか、どうしたら希望が持てるようになるのかということ、同じところに降りて、一緒に悩みながら考えていくことを、このいじめ問題対策連絡協議会の専門機関の方々をお願いしたい。

(会長)

どうもありがとうございました。何か質問、あるいは意見、感想等はないか。

今、学校に行かないというようなことも出ていたが、小・中、あるいは高校の先生方は先ほどの報告に関しての意見、感想はないか。

(委員)

先ほど木村さんから、親の立場でのいじめ問題の捉え方というか、話があった。

学校としては、やはり学校という集団生活の中でいじめが起きないように、あるいはいじめに対処できるような、あるいはいじめを許さないような、そういった子どもたちを育てていくということが学校の使命だと考えている。

先ほど木村さんの意見にもあったようなところはあると思うが、学校教育の中では、先ほど言ったようないじめに対するしっかりとした考え方をもって、日々の教育活動を実践するという姿勢を持っている。

(木村氏)

集団教育というところがすこし引かかる。子どもたちがみんな、みんなと同じでなくてはいけないという、日本独特の同調圧力というか風土的背景がある。そこにすごく気を使って疲れ切るといふこともあるし、自分はだめだと思いつんでいく。金子みすずの詩にもあるように、「みんな違ってみんないい」一人一人の個性を尊重するということが、これは子どもの権利条約の中心的な理念だと思うが、一人一人の子どもの自分らしく伸び伸びと幸せに生きていく権利から考えると、この過剰な集団主義にこそ、いじめが発生する土壌があると思う。子どもが学校に行かなくなり理由について尋ねたが、何年も経ってから「何とも言えない、あの画一的な雰囲気」と言ってくれた。学校の集団主義に適應できないということで排除されていく。家庭の問題もいろいろあると思うが、学校という場が子どもたちにとって楽しい場であるか、伸び伸び学べる場であるかということ、学校の先生は一方の当事者として、自らの有り様をしっかり考えていただきたい。

日本では、いじめも不登校も、子どもと親の個人的な問題にしてしまいがちだが、環境、周囲の大人がそうさせているという視点をぜひ持っていただきたい。

今日もYCスタジオに子どもたちが来ているが、「自分がなぜだめなのか」という子どもの問いに対して、「あなたは大丈夫。あなたはオーケー。」ということはどうやったら伝えられるか日々腐心している。不登校の子どもやほじき出されて行き場のない若者たちに対して、限られた相談の場ではなく、日常の場で、一緒に御飯を食べたり、寝たり、話したり、音楽したりしながら、彼らのしんどさを少しでも受け止めたいと思う。私たちの思い、子どもたち、そして一緒に苦しんでいるであろう親の気持ちから、言わせていただいた。

(会長)

どうも、木村様、きょうはお忙しい中、ありがとうございました。

それでは、先ほどの木村代表様のお話、あるいは、それ以外のところでも、島根県のいじめの問題、課題や対応について、これから意見等交換をしていきたいと思う。

(委員)

木村さんのせつないほどの思いを聞きながら、私も、いじめに遭って不登校になったり、学校の中で人間関係につまずいたりした子どもを見てきて、木村さんの思いが私の中に伝わってきた。このいじめ問題対策連絡協議会というのは、子どもに対する対応、支援が中心になっている。

私に関わってきた事例から言えば、子どももさることながら、親がものすごく苦しんでいる。親への対応が学校とずれていくと、親自身がすごく苦しむので、子どもも立ち上がれない。親は子どもを守りたいという思いがすごく強いので、先ほど委員が言ったように、「学校は学校で学校の考えでこのように対応している。」となると、そこに大きな溝がある。そこをわかり合える関係ができないと、いじめの問題は本当に解決しない。しんどいのは親もだが、一番苦しいのはもちろん当事者。

いじめに遭った子どもは、1年たったから心が癒えるということはない。今、高校生になった子どもが、新たな人との出会いの中で、自分を出していけるようになり、ちょっと心が開いたかと思うが、同年齢の子どもに会うのはさることながら、道路で出会ってもだめ。本当に人間不信のどん底に落ちていく。私は、親との関係、それが大きな壁になっていると思う。

それと、松江にある青少年相談室、学校に行けない子どもが行けるような施設があちこちにできているが、何か子どもたちを引き受けてくれる施設がもっと周囲に対してオープンにできたらいいと思う。民間のNPOの施設でもいいが、世間がそういうところに行く子どもを温かい眼差しで見える環境ができないといけない。有用感が低いので、こそこそ行くような状況では、本当に立ち上がっていくのに時間がかかると思う。そういう子どもに「頑帳っているね。」と大人たちが声かけてあげられる、「そこでいいのよ。そこで頑張ろうね。」と言える世の中になることが、私の今感じている願い。

(委員)

地域の学び、大人の学び、子どもの学び、それから学校の学び、全てが要ると、活動していてすごく感じている。大人の世界も大人のいじめがあって、そういう大人の社会が子どもに影響しているということも否めない状況だと思う。企業とか、職場とか、地域の自治会とか、いろいろなところで、人権教育というか、自分が自分らしく生きるという、先ほど木村さんが言っていた思いのワークショップなり、講座なりを、学校と一緒に、地域と一緒に、いろいろなところと一緒に連携しながら、沢山やらなくていけないと思う。

先ほどの「みんな違ってみんないい」はすごくいい言葉だが、「みんな違ってみんないい、だけど大変だよ」ということが今年の人権ワークショップの時に出てきた言葉。「大変だよ、だからどうしていく。」この「どうしていく」というところを、この連絡協議会で進めたらどうか。この緩やかな関係もいいが、できれば連絡協議会が、どういう学びをしたら、島根県の子どもたちが、よその県と違ってすごく生きやすいと思えるようになるのか、何かこういうことやってみようといった前向きな会になれば良い。連携だけでなく、何かもうちょっとできないかなというのが一番もどかしい。

私は、ぜひこの子どもの権利を進めること、それからワークショップもやっていきたい。もう一つは、何か問題が起きたとき、先ほど高山さんも初期の段階で訴えるところがあ



るといいと言っていたが、小学校1年生の保護者にとって、学校の敷居というのは1メートルも2メートルもあるような感じがしている。やはり、こういう民間の普通のおばさんがいるみたいなどころといった、もう少し敷居の低い何か相談できる場所をつくる必要があると切に思う。

学びと、そういう場所があるということと、みんなの目線が変わること、私はこれが大きく変わっていくことだと思うが、いかがか。

(委員)

私は、島根県いじめ問題対策連絡協議会要綱案に賛成できなかった。なぜかという、この場が情報交換の場だけでは本当にもったいない。何か対策の提案を出せる場になってほしいし、もし対策の実践する実動部隊がないのなら、「今度から私たちがいますからやらせてください」と言えるような集まりだと良いと思ったので、賛成できなかった。

電話を受けて困ることは、一つは気楽に相談できる場所もあるけど、あと休める場所、その子が逃げ出してぼうっとできる、行っても何もしなくてもいい、そこにいればいいような居場所があるといい。部活とか、学童保育とかいろいろな場所があるが、行ってぼうっとするのに向くようなところが全然ない。島根にはきれいな自然がいっぱいあるから、宍道湖をぼうっと見ているだけでもかなり心が安らぐと思うが、そんなことしている子が一人もいない。そういう行って一人でぼうっとできるような環境、構造物をつくってほしい。

あと、いわゆる子どもシェルター、虐待に遭っている子が逃げ込めるような、そういう子どもの相談をいつでも受けられるシェルターがあるといいと思う。その中の情報の一つとして、いじめについての具体的な対応をとってくれるような場所があるといいと思う。子どもシェルターに、普通のおばちゃん、おじちゃん、お兄ちゃん、お姉ちゃんとかがいつもいて、そこでぼうっとできて、しかもいじめの相談もできると一番いいと思う。そういう場所をいじめの人間関係が持ち込まれない地域や学校の枠でないところにつくってほしい。

(委員)

木村さんの話を聞いて、学校側としてはなかなかいい答えも出ないが、実際にいじめの被害に遭った子ども、あるいは保護者にとっては、いじめを行った子ども、あるいは、周りで見ている子ども、傍観者もいじめの側としても映っており、それを気づけなかった学校側も当然そちら側とみなされて、非常に先ほどから身につまされる思いである。

我々が今やっていることでも、もどかしいところがいろいろある。アンケートは毎年行っている。ただし、無記名であったりして、なかなか特定できないこともあるので、クラス全体に話をして、相談するように言うぐらいしかできないこともある。また、アンケートの中には、「こんなアンケートしても誰も正直に書くわけない」という生徒の意見もある。

何とかしていじめを未然に防止していきたいという学校の考えはあるが、このようなことでなかなか手を伸ばせない、いじめられている側の立場になることができないということが改善できないでいる。

我々も何とか早くいじめを発見したい。そのためには、担任、あるいは教科担任、部活動、いろいろな立場の先生が発見する力を上げられればいいが、なかなかこういう力も向上していない。

それから、学校自体が持つ集団性を改善するということも、学校の中の者はなかなか気がつかないので、皆さんからいろいろと知恵を出してもらい、話を聞かせてほしい。

(委員)

県内の高校生の10人に2人ぐらいは私立に通っている。画一的な教育については、文部科学省がやっており、やはり方向性を持っていないといけないので、しょうがないことだと思う。ただ、多様性という意味では、いろいろな方向性、物差しを持った学校も必要だと思っている。いろいろな子どもの居場所があるようにするためには、一つの物差しで人を計るのではなく、いろいろなところに隠れ家があるように、複線的な社会をつくっていかないといけないと思っている。そういう意味では、価値観について、我々自身が単線的な物の見方にとらわれず、常識から一步を踏み出して、新たな方向性を見いだすような考え方も必要。子どもたちは、みんな落ちこぼれたくないと思っており、落ちこぼれたらもう死ぬしかないといった単線的な価値観を、我々自身がやめていかななくてはいけないと感じている。

それから、子どもも少し弱い部分があって、ソーシャルネットワークやLINEでつながってないと安心できない、群れないとだめみたいな不安感があると思う。これも人間関係の問題だと思うが、「自分は自分でいいのだ」ということを小さいときから教えられないかと思う。

とにかく、あんまりその学力学力といって無理させるのもどうかと思っており、ほどほどに方針を立てていただければと思っている。

(会長)

どうもありがとうございました。時間が迫っているが、意見があればせつかくの機会なのでいかがか。今日、「苦しいのは親」という意見もあったが、PTAの代表の方、何か意見があればいかがか。

活発な意見が出てきたけれども、予定の時間になったので、ここで意見交換は終わりたいと思う。ありがとうございました。

それでは、この後、事務局に進行を返す。

(事務局)

最後に総括ということで、まとめたいと思う。

この協議会は、教育委員会が事務局をしているが、県が設置する協議会であり、教育委員会だけではなく、いろんな部署で考えていかないといけない問題がたくさん出てきた。

一つには、それぞれの団体が行っている活動や考えを聞いて、関わりが持てそうな部分とか、つなげそうな部分を知ることができたことは大きな意味があったと思う。

意見の中で、教育委員会に対しては、いじめの防止のすばらしい取り組みについて把握し、整理をして、それを発信することによって、実践に役立てるような取り組みをするよ

うに意見があった。これは本当にそのとおりだと思うので、ぜひ進めていきたい。

それから、木村さんからは親の気持ちということで、子どもの命をまず守るということと、学校へ行かなくなってしまう子どもへどのようにかかわっていくのか、どういう温かい眼差しを注いで行くのかという意見があった。そのために、不登校の子どもに対する周りの目をどう変えていくのか、変えていくためには学びが必要であり、それは子どもの学びだけではなく、親の学びであったり地域の学びであったり、そういった場をどうつくっていくかという意見もあった。

最後には、この会のあり方についても、ただ単に連携でお互いに行っていることを紹介し合って終わりではなく、何かそこから一歩でも先に進めるようなものがこの会から生まれればよいといった意見もあった。これについては、県の関係の部署でしっかり持ち帰って、それぞれの施策に何らかの形で生かすことができるのではないかと思うし、次回以降の会の持ち方が、お互いの活動がわかり合えた部分から一歩進んで、活動の課題であったり、活動、取組の活用にむけての話題、議論になれば、次の取り組みに生かすことができると思っている。

そのような形で、この会が活性化し、次の一歩が踏み出せる、考えていける、いろんな工夫ができる話し合いの場にしていきたいと今日の意見を聞いて感じたので、ぜひ今後に生かしていきたいと思う。本日は本当にありがとうございました。

(藤原教育長)

熱心に議論していただき、ありがとうございました。

いじめの問題は難しい、根深い、重たい問題だと感じた。やはり子どもが自分を責めたりすることをどうかしようと思ったときには、学校も地域も家庭も温かい視点というか、それも多様な価値観を認めるような温かい視点で育てていかないと、なかなか根っこからの解決にならないなということを感じた。そのためにどういうことをやっていかななくてはいけないかということになると、ますます難しい問題だということで、悩みが濃くなった会だった。

こうした会で、いろいろ提案をいただき、それぞれ受けられるところは、どんどん生かしていければいいと思うし、そういった意味で、この会に限らず、別の場面でも、どんどん事務局のほうに言ってもらえると、生かせるものは生かしていきたいと思うので、今後ともよろしく願いしたい。

今日はどうもありがとうございました。

(事務局)

以上で、平成26年度第1回島根県いじめ問題対策連絡協議会を閉会する。

ありがとうございました。